

女人大蛇に婚はれ葉の力に頼りて命を全くすること得る縁 第四十一

河内国更荒郡馬甘里に、富める家有り。家に女子有り。大炊天皇の世の天平宝字三年己亥の夏四月に、其の女子桑に登りて葉を揃く。時に大蛇有り。女の登る桑に纏りて登る。路往く人見て嫌に示す。嫌見て驚き落つ。蛇また副ひて墮ち、纏りて婚ひ、慌迷ひて臥す。父母見て、薬師を請召ぶ。嫌蛇と俱に、同じき床に載せられ、家に帰り庭に置かる。稷の藁三束を焼き三尺を束と成し三束とす、湯に合せて汁を取ること三斗、煮煎て二斗と成、猪の毛十把を

刈み末きて汁に合す。然うして当の嫌の頭と足とに楯を打ちて懸け釣り、口を開きて汁を入る。汁一斗入るれば、すなはち蛇放れ往き、殺して棄つ。蛇の子白く凝りて蝦蟇の子の如し。猪の毛蛇の子の身に立ちて、閻より出づること五升ばかりなり。口に二斗入るれば、蛇の子みな出づ。迷惑へる嫌すなはち醒めて言語ふ。二親問へば、答へていはく「我が意夢の如し。今醒めて本の如し」といふ。葉を服むことは是くの如し。何ぞ謹みて用ざらむ。然うして三年を経、彼の嫌また蛇に婚はれて死ぬ。愛ふる心深く入らば、死に別るる時に、夫と妻と父母と子とに恋ひて是の言を作していはく「我れ死なば、またの世にかならずまた相はむ」といふ。其の神識は葉の因縁に従ひて、或るは蛇馬牛犬鳥の等さらに生る。先の悪しき契に由りて、蛇に愛ひ婚はれ、或るは怪しき畜生にせらる。愛欲一にあらざ。縁に説きたまふが如し「昔仏と阿難と墓の辺より過ぐ。夫妻二人共に飲食を備け、墓を祠り慕ひ哭く。夫は母を恋ひて啼き、妻は嬰を詠ひて泣く。仏妻の哭くを聞きて音を出して嘆きたまふ。阿難白して言さく「何の因縁を以ちてか如來嘆きたまふ」とまうす。仏阿難に告げたまはく「是の女、先の世に一の男子を産み、深く愛ふる心を結び口に其の子の閉を喫ひき。母三年を経て、儼然に病を得、命終る時に臨みて、子を撫でて閉を暖ひ

第四十一縁 今昔物語集・二十四ノ九に書承。

五 更荒郡は讚良郡とも表記する。大阪府四條畷市、寝屋川市、大東市、あたり。馬甘里は未詳。六七五九年。
七 桑は男女の情事に関連する(石田英一郎)。

八 猪は蛇を制する(南方熊輔)。

九 松浦貞俊の説による。今昔をはじめ「開」の口にと解する通説では、下文の「口入二斗」に合致しない。
一〇 女性性器。「閻」は、戸ぼそ(建造物の入り口の上下にあつて扉の回転軸を受ける穴)を意味する「閻」の異体字か。

一一 上文によれば、この汁は三斗を煮つめて二斗にしたもの。ここに「口入二斗」とあり、口から二斗すべてを入れたことになる。最初に一斗、次に一斗、合計二斗、である。

一二 原文「何謹不用。葉を用いることに慎重になつてしまつて葉を用いない、などということがどうしてあるのか。葉を用いるべきである。」
一三 「愛心深入」以下「愛欲非」まで、業因に関する一般論が展開される。

一四 原文「恋於夫妻及父母子」。夫と妻とが互いに恋ひ、父母と子とが互いに恋ひ。
一五 原文「復世」。この次の生涯。来世。仏足石歌「二に麻多乃互」がみえる。

一六 来世での再会を誓つたことをさす。

一七 原文「為蛇愛婚、或為怪畜生」。被动。「蛇に愛ひ婚はれ、或るは怪しき畜生に愛ひ婚はる」の意。

一八 未詳。

一九 夫は自分の母を慕つて哭き、妻は自分の嬰(こ)を慕つて哭いている。上文に、夫妻が互いに慕つて哭いていることが述べられていた。ところが、夫と妻とのそれぞれの心情は、じつはこのようなものであつた、と述べられる。「し」のふの表記を「慕」(恋)と変化させ、「な」のふの表記を「啼」(泣)と変化させてゐる。

二〇 中巻十一縁。
二一 原文「臨命終時」。仏典語。

て斯^かく言^いはく『我れ生^よ々世^よ々に、常に生れて相^あはむ』といひき。隣^りの家の女^{むすめ}に生れ、終^{つひ}に子の妻^めと成^なり、自^{おの}が夫^のの骨^{ほね}を祠^{まつ}りて、今^し慕^{しの}ひ哭^なく。本^{もと}末^{すゑ}の事^{こと}を知^しり、故^{このゆゑ}に我^{われ}れ哭^なくの^み』とのたまふ』とは、其^それ斯^これを謂^いふなり。また経^{きん}に説^{せつ}きたまふが如^{ごと}し「昔^{ひと}人の児^こ有り。其^{その}の身^みはなはだ軽^{かろ}く、疾^{はや}く走^はること飛^とぶ鳥^のの如^{ごと}し。父^{ちち}常に重^{おも}し愛^うびて守^{まも}り育^{やし}ふこと眼^{まなこ}の如^{ごと}し。父^{ちち}子の軽^{かろ}きを見^みて譬^{たと}へて言^いはく「善^よきかな、我^{われ}が児^こ、疾^{はや}く走^はること狐^{きつね}の如^{ごと}し」といふ。其^{その}の子命^{いのち}終^はりて後^{のち}に狐^{きつね}の身^みに生^うまはる。善^よき譬^{たと}へを願^{ねが}ふべし。悪^あしき譬^{たと}へを欲^{ねが}はざれ。かならず彼^その報^{むくい}を得^えるが故^{ゆゑ}なり」と。

一 自分の前生での夫。

二 過去世における業因と、現在世におけるその報果と。

三 未詳。

四 上文には「疾走如^ニ飛鳥^ニ」とあつた。上卷二縁には狐の子に關して「走疾如^ニ鳥飛^ニ矣」とみえる。
 五 発せられた「ことば」は「ことがら」として實現される、という考えにもとづいている。
 六 因果応報の思想とは異なる。